

徳島県選拳管理委員会告示第八十四号

神山町選拳管理委員会から、公職選拳法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和三年十月二十六日

徳島県選拳管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設の名称	所在地
神山町民体育館	名西郡神山町神領字大埜地三九三番地一